



# 鳥取県公報

平成16年10月26日(火)  
第7632号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	湯梨浜町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約 (779) (職員課) ... 1
	南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約 (780) ( " ) ..... 2
	岩美郡、八頭郡及び鳥取市の人口 (781) (市町村振興課) ..... 3
	保安林の指定の解除予定 (3件) (782~784) (森林保全課) ..... 4
	都市計画事業の認可 (785) (都市計画課) ..... 5
	指定水防管理団体の指定の一部改正 (786) (河川課) ..... 5
教委告示	定例教育委員会の招集 (24) (教育総務課) ..... 7
調達公告	一般競争入札の実施 (福利厚生室) ..... 7
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) ..... 9
	一般競争入札の実施 (空港港湾課) .....11
	公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (教育委員会事務局家庭・地域教育課) .....13

## 告 示

### 鳥取県告示第779号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により湯梨浜町の職員の研修に関する事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 湯梨浜町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 湯梨浜町 (以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部 (以下「委託事務」という。)の管理及び執行を鳥取県 (以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費 (人件費を除く。以下同じ。)は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事 (以下「知事」という。)が、鳥取県自治研修所運営審議会

の意見を聴き、湯梨浜町長（以下「町長」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において甲及び乙の職員の研修経費並びに甲以外の職員研修受託事務に要する経費と合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

（連絡会議）

第6条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて町長と連絡会議を開くことができる。町長の申出がある場合においても、同様とする。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

（その他）

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。
- 4 第2条第1項に規定する経費は、平成16年度においては、同年度に羽合町、泊村及び東郷町が負担した経費に含むものとする。
- 5 第2条第2項に規定する経費の額及び交付の時期は、平成16年度においては、同年度に知事と羽合町長、泊村長及び東郷町長が協議して定めたものをもって当該経費の額及び交付の時期とする。

#### 鳥取県告示第780号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により南部町の職員の研修に関する事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 南部町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

## (委託事務の範囲)

第1条 南部町（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

## (経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費（人件費を除く。以下同じ。）は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聴き、南部町長（以下「町長」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において甲及び乙の職員の研修経費並びに甲以外の職員研修受託事務に要する経費と合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に提出しなければならない。

## (決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

## (連絡会議)

第6条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて町長と連絡会議を開くことができる。町長の申出がある場合においても、同様とする。

## (条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

## (その他)

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規約は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。
- 4 第2条第1項に規定する経費は、平成16年度においては、同年度に西伯町及び会見町が負担した経費に含むものとする。
- 5 第2条第2項に規定する経費の額及び交付の時期は、平成16年度においては、同年度に知事と西伯町長及び会見町長が協議して定めたものをもって当該経費の額及び交付の時期とする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定による岩美郡、八頭郡及び鳥取市の人口は、次のとおりである。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

郡及び市の名称	人 口
岩美郡	14,015人
八頭郡	34,626人
鳥取市	200,744人

#### 鳥取県告示第782号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字榎谷658の1・659・660の1・664・665・668（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第783号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜2164・2164の642・2164の649・2164の653・2164の791・2164の796・2164の837・2164の840・大字海土字高浜889の749（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第784号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字北浜1610の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第785号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 7号 重箱緑地

3 事業施行期間

平成16年10月26日から平成21年3月31日まで

4 事業地

（1）収用の部分

鳥取市浜坂字東中瀬、字西中瀬、字三島向、字中瀬東側及び字中瀬西側並びに秋里字埋立 地内

（2）使用の部分

鳥取市浜坂字東中瀬、字西中瀬、字三島向、字中瀬東側、字中瀬西側、字塩井手、字四久保田、字穴井後及び字西藪ノ内、浜坂一丁目、江津字昭和及び字埋立、秋里字埋立並びに丸山町 地内

**鳥取県告示第786号**

昭和55年鳥取県告示第605号（指定水防管理団体の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
水防管理団体の名称	管理者	水防管理団体の名称	管理者
鳥取市	鳥取市長	鳥取市	鳥取市長
倉吉市	倉吉市長	倉吉市	倉吉市長
米子市	米子市長	米子市	米子市長
境港市	境港市長	境港市	境港市長
国府町	国府町長	国府町	国府町長
岩美町	岩美町長	岩美町	岩美町長
福部村	福部村長	福部村	福部村長
気高町	気高町長	気高町	気高町長
鹿野町	鹿野町長	鹿野町	鹿野町長
青谷町	青谷町長	青谷町	青谷町長
郡家町	郡家町長	郡家町	郡家町長
船岡町	船岡町長	船岡町	船岡町長
河原町	河原町長	河原町	河原町長
八東町	八東町長	八東町	八東町長
若桜町	若桜町長	若桜町	若桜町長
用瀬町	用瀬町長	用瀬町	用瀬町長
佐治村	佐治村長	佐治村	佐治村長
智頭町	智頭町長	智頭町	智頭町長
		<u>羽合町</u>	<u>羽合町長</u>
		<u>泊村</u>	<u>泊村長</u>
		<u>東郷町</u>	<u>東郷町長</u>
三朝町	三朝町長	三朝町	三朝町長
関金町	関金町長	関金町	関金町長
北条町	北条町長	北条町	北条町長
大栄町	大栄町長	大栄町	大栄町長
<u>湯梨浜町</u>	<u>湯梨浜町長</u>	<u>東伯町</u>	<u>東伯町長</u>
<u>琴浦町</u>	<u>琴浦町長</u>	<u>赤碕町</u>	<u>赤碕町長</u>
		<u>西伯町</u>	<u>西伯町長</u>
		<u>会見町</u>	<u>会見町長</u>
岸本町	岸本町長	岸本町	岸本町長
日吉津村	日吉津村長	日吉津村	日吉津村長
淀江町	淀江町長	淀江町	淀江町長
大山町	大山町長	大山町	大山町長
名和町	名和町長	名和町	名和町長
中山町	中山町長	中山町	中山町長
<u>南部町</u>	<u>南部町長</u>		
日南町	日南町長	日南町	日南町長
日野町	日野町長	日野町	日野町長
江府町	江府町長	江府町	江府町長
溝口町	溝口町長	溝口町	溝口町長

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第24号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成16年10月26日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 永 井 伸 和

- 1 日時 平成16年10月29日（金）午後2時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
  - (2) その他

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達内容
  - (1) 件名及び数量  
鳥取県が所有する自動車の自動車任意保険加入契約 1,309台
  - (2) 調達案件の仕様  
入札説明書による。
- 2 競争入札参加資格  
次に掲げる要件をすべて満たすこと。
  - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有すること。
  - (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第1項の規定による損害保険業の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けているものであること。
  - (4) 鳥取県内に2箇所以上の事故処理の拠点を有し、かつ、任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。
  - (5) 平成16年10月26日（火）から同年12月1日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。



## 3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部福利厚生室 電話0857 - 26 - 7039

## 4 入札説明書

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

## (1) 交付期間及び時間

平成16年10月26日（火）から同年11月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (2) 交付場所

3に同じ。

## 5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を持参し、2の資格に適合すること及び入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を提出しなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (1) 提出期間及び時間

平成16年10月26日（火）から同年11月11日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (2) 提出場所

3に同じ。

## 6 入札手続等

## (1) 入札書の提出方法

持参することとし、郵送による提出は不可とする。

## (2) 入札執行の日時

平成16年12月1日（水）午前10時

## (3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

## (4) 入札保証金

入札者は、入札に参加する前に、入札見積金額の100分の5以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## ア 入札保証金の納付

## イ 入札保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。7(2)ウにおいて同じ。）の保証

## (5) 入札の無効

2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した保険商品を提供できると判断した入札者であって、会計規則127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) 入札に当たっての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額を入札書に記載すること。



イ 代理人により入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。

#### 7 入札後の留意事項

(1) 契約書作成の要否  
要

(2) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関の保証

#### 8 契約担当部局

3に同じ。

#### 9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(3) 資料作成及び加入保険の内容に関する説明会は、行わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取港改修（防災安全対策）工事（2工区）

(2) 工事場所 鳥取市港町

(3) 工事内容

本件工事は、鳥取港3号岸壁の耐震強化に伴う地盤改良工事である。

(4) 工事の詳細

深層混合処理工法 1軸 1600 9.0～11.5メートル 276本

静的締固め砂杭工法 220本

(5) 工 期 平成16年11月から平成17年3月25日まで

(6) 予定価格 69,094,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必

要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

(4) 平成16年10月26日(火)から同年11月5日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 平成16年4月1日(木)から同年11月5日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(6) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(7) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している深層混合処理工法及び締固め砂杭工法による地盤改良工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

(8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。

イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年10月26日(火)から同年11月5日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成16年10月26日(火)から同年11月5日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市港町8 鳥取県鳥取港湾事務所管理係(海友館2階)

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

## イ 提出場所

鳥取市港町8 鳥取県鳥取港湾事務所管理係

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取港湾事務所管理係（電話番号0857 - 28 - 2432）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる技術者等に加え、2の(8)のAに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(11) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、当該入札を中止する。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 件名及び数量

鳥取空港除雪業務 一式

## (2) 調達役務の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成16年12月1日から平成17年3月29日まで

## (4) 履行場所

鳥取市湖山町西四丁目110 - 5（鳥取空港内）

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続きについて）に基づく競争入札参加資格のうち、その資格区分が役務に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成16年10月29日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室用度担当に提出すること。

(4) 平成11年度以降に国又は地方公共団体が発注した除雪業務を履行した実績を有する者であること。

(5) 本業務の履行期間中、次に掲げる職員を確保できる者であること。

ア 機械により除雪を行う大型免許を有する運転手14名及び大型特殊免許を有する運転手2名並びに人力により除雪を行う作業員5名。ただし、機械により除雪を行う運転手のうち8名は、発注者の要請後1時間以内に機械による除雪に係る初動の態勢をとることができるものであること。

イ 平成11年度以降に国又は地方公共団体が発注した除雪業務の実務の指導又は指揮の実績がある常駐できる除雪指導員

(6) 平成16年10月26日（火）から同年11月29日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県県土整備部鳥取空港管理事務所

## 4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 0947 鳥取市湖山町西四丁目110 - 5

鳥取県鳥取空港管理事務所管理係

電話 0857 - 28 - 1150

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年10月26日（火）から同年11月10日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成16年10月29日（金）午後1時30分

鳥取県鳥取空港管理事務所会議室（鳥取市湖山町西四丁目110 - 5 鳥取空港内）

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年11月29日（月）午後1時30分

鳥取県鳥取空港管理事務所会議室

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年11月10日(水)午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Snow removal work tottori Airport

(2) October 29, 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 29, 2004 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

(4) Contact Point for the notice : Airport and port management office prefectural Land Development Department  
Tottori Prefectural Government 4 - 110 - 5 koyama-cho Tottori - shi 680 - 0947 Japan TEL : 0857 - 28 - 1150

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 業務の概要



## (1) 業務の詳細

本件業務は、最新の情報通信技術に対応した図書資料の発注、受入、目録作成、貸出、返却、検索、予約等を行うための新図書館システムを開発し、及び次のとおり納入すること。

## ア 借入物品の名称及び数量

新図書館システム 一式

## イ 借入物品の仕様

新図書館システム調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）による。

## ウ 借入期間

平成18年2月1日から平成23年1月31日まで

## エ 納入期限

平成18年1月31日（火）

## オ 納入場所

鳥取市尚徳町101 鳥取県立図書館

(2) 予算額 146百万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。

## 2 参加資格

参加できる者は、単独企業体又は共同企業体であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

## (1) 単独企業体に関する条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成16年10月26日（火）から12月3日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成16年10月26日（火）から12月3日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成16年12月3日（金）までに、平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について。以下「県告示」という。）に基づく競争入札参加資格のうち、リース、レンタル及び情報処理サービスに係るものを有すること。

## (2) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名以上により自主的に結成されたものであること。

イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

ウ 各構成員が、本件業務の企画提案において他の共同企業体の構成員でないこと。

## (3) 共同企業体の構成員の資格

ア (1)のアからウに同じ。

イ 平成16年12月3日（金）までに、県告示に基づく競争入札参加資格のうち、リース、レンタルに係るものを有している構成員が1名以上であり、かつ、情報処理サービスに係るものを有している構成員が1名以上であること。

## 3 企画提案書の評価

## (1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、行政関係者等で構成する新図書館システム構築企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）が別に定める評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により得点を算出して行う。

## (2) 最優秀提案者の選定

最優秀提案者は、(1)により算出された合計得点の最も高い者とする。

## 4 手続等

## (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 0017 鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館総務課

電話 0857 - 26 - 8155

電子メールアドレス toshokan@pref.tottori.jp

## (2) 調達仕様書等の交付

## ア 交付期間

平成16年10月26日（火）から同年11月9日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (3) 参加表明書の提出

## ア 提出方法

調達仕様書に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

## (4) 企画提案書の提出

## ア 提出方法

調達仕様書に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## ウ 提出期限

平成16年12月3日（金）午後5時まで

## (5) 質問の受付

## ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、調達仕様書に基づき、質問書を作成し、電子メールを利用して鳥取県立図書館総務課に提出すること。

## イ 提出期間

平成16年10月26日（火）から同年11月12日（金）まで

## 5 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

## 6 その他

## (1) 契約書の要否

要

## (2) 関連情報を入手するための照会窓口

4の(1)に同じ。

## (3) 詳細は、調達仕様書による。

## 7 Summary

(1) Nature and quantity of the products : 1 set of Library System

(2) November 26, 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation



( 3 ) For further inquiries please contact : General Affairs Division Tottori Prefectural Library 101 Shotoku - cho  
Tottori - shi 680 - 0017 Japan TEL : 0857 - 26 - 8155